

令和6年度「学校法人愛知学院ガバナンス・コード」に係る適合状況及び点検結果

令和7年3月19日

【適合状況判断基準】 ○：全項目実施 △：一部項目未実施 X：全項目未実施

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		適合状況
1-1 建学の精神	(1)建学の精神・理念	○
	(2)建学の精神・理念に基づく人材像	○
1-2 教育と研究の目的	(1)建学の精神・理念に基づく教育目的等	○
	(2)中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組みについて	○
	(3)社会的責任等	○

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）		適合状況
2-1 理事会	(1)理事会の役割	○
2-2 理事	(1)理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化	○
	(2)学内理事の役割	○
	(3)有識者理事の役割	○
	(4)理事への研修機会の提供と充実	○
2-3 監事	(1)監事の責務(役割・職務範囲)について	○
	(2)監事の選任	○
	(3)監事監査	○
	(4)監事業務を支援するための体制整備	○
2-4 評議員会	(1)諮問機関としての役割	○
	(2)評議員から意見を引き出す議事運営に努めます。	○
	(3)評議員会は、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○
	(4)評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。	○
2-5 評議員	(1)評議員の選任	○
	(2)評議員への情報と研修機会の提供	○

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		適合状況
3-1 学長	(1)学長の責務(役割・職務範囲)	○
	(2)学長補佐体制(副学長・学部長の役割)	○
3-2 教授会	(1)教授会の役割(学長と教授会の関係)	○

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		適合状況
4-1 学生に対して	(1)3つの方針(ポリシー)を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	○
4-2 教職員等に対して	(1)教職協働	○
	(2)ユニバーシティ・ディベロップメント	○
4-3 社会に対して	(1)認証評価及び自己点検・評価	○
	(2)社会貢献・地域連携	○
4-4 危機管理及び法令遵守	(1)危機管理のための体制整備	○
	(2)法令遵守のための体制整備	○

第5章 透明性の確保（情報公開）		適合状況
5-1 情報公開の充実	(1)法令上の情報公表	○
	(2)自主的な情報公開	○
	(3)情報公開の工夫等	○

適合状況の解説（点検結果）

令和6年度は、ガバナンス体制を整備し、すべての項目で適合することができた。